



愛媛県におけるカンキツ病害虫防除暦作成の考え方

愛媛県農林水産研究所 果樹研究センター かな ざき しゅう じ
金 崎 秀 司

はじめに

愛媛県のカンキツ栽培は、江戸時代中期（1789年）に高知県から愛媛県宇和島市吉田町へ温州ミカンを導入したのが始まりとされる。その後、周辺町村へ広まったものの、大きな広がりには1880年代後半ころであり、そこから数えても約130年以上の歴史を誇る。その間、1930年代半ばに、温州ミカンは換金作物として栽培され、一時的に生産量が伸びたが、戦中、戦後の食糧増産政策の影響により、減少した。その後、社会・経済の安定とともに増加し、新植によっても拡大が図られ、1960年代後半には大きな伸びをみせた。そして、1968年には生産量日本一となり、連続34年間その地位を維持したものの、2004年からは二位となり、現在に至る。栽培面積は、1970年代前半の約22,100 haをピークに、2020年現在5,610 haとなっている（農林水産統計および愛媛県農産園芸課 果樹栽培状況等表式調査）。

この間は、まさに病害虫との戦いの歴史でもあり、その過程で得られた先人達の知恵の結晶である防除暦について、その歴史や作成の考え方等を述べたい。

I 作物病害虫防除指針（愛媛県）の始まりと概要

当県のカンキツを含む農作物病害虫防除の指導文書の始まりは、上記の温州ミカンの生産量が日本一となった1960年代後半に遡る。丁度、その時期に、図-1の作物病害虫防除指針（1969年2月）が発行（当センター図書室に冊子として残る最も古い刊）されている。その中にはしがきに、「農薬の役割は大きく、安定多収・品質向上等、これを使わない農作物の栽培は考えられないほど重要な農業生産資材となっております」と記載があり、この時点で既に農薬の重要性が謳われている。

このときの対象作物は、普通作（水稲・麦類）、果樹（温州ミカン、夏ミカン）、野菜（ウリ類、トマト、イチゴ、レタス、ナス等）であり、それぞれ、時期・病害虫別に

農薬名が記載されている。それに毒性・魚毒、使用基準（希釈倍数）、使用法および注意事項等、現在と共通の項目が続く。一方、この時点では、使用回数・収穫前日数、耕種的防除法、といった項目の記載はない。

また、厚生省が食品衛生法に基づく農薬残留許容量（単位 ppm）を、リンゴ、ブドウ、キュウリ、トマトの4作物を対象に、5農薬（BHC、DDT、パラチオン、ピ素、鉛）について告示し、「1968年10月1日以降は、この許容量を越えた食品の流通は許されない」と法の適用を受けるということを明記している。このため、「これらの農作物にこれらの農薬を使う場合は、収穫前使用期間・使用回数制限を遵守し、使用の時期と回数については遺憾のないよう留意すること」としており、これら5農薬の4作物については、参考資料として、別頁に、農薬・作物別に収穫前使用禁止期間（〇日間）と使用回数の制限（〇回以内）の記載がある。このように、現在の農薬残留基準値や使用基準の遵守といった考え方が、既にこの時代からあったことが窺い知れる。



図-1 愛媛県作物病害虫防除指針（昭和44年度）

The Concept Constructing an Citrus Pest Control Calendar in Ehime Prefecture. By Shuji KANAZAKI

（キーワード：愛媛県、かんきつ、病害虫、防除、防除暦）